

公益財団法人 AFS 日本協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人 AFS 日本協会と称する。この法人の英語表記は、AFS Intercultural Programs, Japan とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

2 この法人は、必要に応じ、従たる事務所を置くことができる。従たる事務所に関する規程は、理事会の決議を得て、別に定める。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、世界各国との高校生その他青少年を中心とする留学生の交換、及び研修に関する事業を行い、内外の青少年等の健全な育成を助成し、成人としてその学習に根ざした個性を発揚することを促し、もって、国際相互理解を促進し、人類文化の発展と、世界の平和に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 我が国と世界各国との高校生その他青少年を中心とする留学生の交換
- (2) 我が国と世界各国の高校生その他青少年等による討論会、研修会等の開催
- (3) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益法人認定法」という）」施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員)

第10条 この法人に評議員7名以上15名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

2 評議員選定委員会は、評議員1名、監事1名、事務局員1名、次項の定めに基づいて選任された外部委員2名の合計5名で構成する。

3 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。

(1) この法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ）の業務を執行する者又は使用人

(2) 過去に前号に規定する者となったことがある者

(3) 第1号又は第2号に該当する者の配偶者、3親等内の親族、使用人（過去に使用人となった者も含む）

4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

(1) 当該候補者の経歴

(2) 当該候補者を候補者とした理由

(3) 当該候補者とこの法人及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係

(4) 当該候補者の兼職状況

6 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

7 評議員選定委員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。

8 前項の場合には、評議員選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。

(1) 当該候補者が補欠の評議員である旨

(2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名

(3) 同一の評議員（2人以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の評議員）につき2人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位

9 第7項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。

(評議員の資格及び構成)

第 11 条の 2 評議員は理事、監事、支部長又は使用人を兼ねることができない。

2 評議員のうちには、評議員のいずれか 1 人及びその親族その他特殊の関係がある者の合计数、又は理事のいずれか 1 人の親族その他特殊の関係がある者の合计数が、いずれも評議員総数（現在数）の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。また、評議員には、監事の親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。

(任期)

第 12 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第 10 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第 13 条 評議員は、無報酬とする。

第 5 章 評議員会

(構成)

第 14 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第 15 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 16 条 評議員会は、定時評議員会として毎年度 3 月に 1 回開催するほか、必要がある場

合に開催する。

(招集)

第 17 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第 18 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 理事または監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 21 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第 19 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した評議員及び理事は、前項の議事録に記名押印する。

(評議員会運営規則)

第 20 条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会の決議により別に定める評議員会運営規則による。

第 6 章 役員

(役員を設置)

第 21 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 7 名以上 15 名以内
- (2) 監事 2 名以上 3 名以内

- 2 理事のうち1名を理事長、1名を副理事長とし、3名以上8名以内を運営理事とする。運営理事は、事務局長、第38条第1項で定める常任委員会の委員長、及び理事会が指名する理事をもって運営理事とする。
- 3 前項の理事長及び副理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という）上の代表理事とし、運営理事をもって同法律上の業務執行理事とする。

（役員を選任）

第22条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長、副理事長及び運営理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事等の資格及び構成）

第23条 理事は監事又は評議員を、監事は理事、評議員、支部長又は使用人をそれぞれ兼ねることができない。

- 2 理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 3 監事には、この法人の理事又は評議員の親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

（理事の職務及び権限）

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長及び副理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、運営理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長がその業務を執行することができないときは、副理事長がこれを代行する。
- 4 理事長及び副理事長並びに運営理事は、毎事業年度に4ヵ月を超える間隔で、年2回以上その職務の報告をしなければならない。

（監事の職務及び権限）

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員任期）

第 26 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第 21 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 27 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第 28 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(責任免除)

第 29 条 この法人は、一般法人法第 198 条が準用する第 111 条第 1 項に定める理事又は監事の賠償責任につき、法令に定める要件を満たすときは、同法第 112 条の規定にかかわらず、理事会の決議により、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 この法人は、非業務執行理事及び監事との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金 10 万円以上で予め定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

(顧問)

第 30 条 この法人は、任意の機関として、1 名以上 7 以下の顧問を置くことができる。

2 顧問は、次の職務を行う。

(1) 理事会又は事務局長の相談に応じること

(2) 理事会又は事務局長から諮問された事項について参考意見を述べること

3 顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。

4 顧問は、無報酬とする。

第7章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長及び運営理事の選定及び解職
- (4) 事務局長の選定及び解職
- (5) 顧問の選任及び解任
- (6) その他法令、定款及びその下位規則に定める職務

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集し、理事長及び副理事長が欠けたとき又は理事長及び副理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長、副理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会運営規則)

第36条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の決議により別に定める理事会運営規則による。

第8章 各種委員会

(コンプライアンス委員会)

第 37 条 理事会は、この法人の理事の職務の執行を監督するため、理事会のもとに諮問機関としてコンプライアンス委員会を置く。

2 前項の委員会は、理事長、副理事長及び事務局長を含む 3 名以上の理事及び事務局員 1 名で構成する。

3 第 1 項の委員会は、次に掲げる事項を行う。

(1) この法人の理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するために必要な体制の運用及び改善について、理事会に参考意見を提出すること

(2) この法人の事業に従事する者からの法令違反行為等に関する通報に対して適切な処理を行うため、公益通報の窓口を設置及び運用し、管理すること

4 第 1 項の委員会の委員は、理事会において選任及び解任する。

5 第 1 項の委員会の議事の運営の細則は理事会において定める。

(常任委員会等)

第 38 条 理事会は、この法人の運営に必要な業務を円滑かつ適正に実施するため、理事会のもとに諮問機関として次の常任の委員会を置く。

(1) 財務委員会

(2) 地域活動委員会

2 前項の委員会は、委員長がこれを代表し、その職務を掌理する。

3 理事会は、第 1 項のほか、この法人の運営に必要な業務を円滑かつ適正に実施するため、理事会のもとに常任又は非常任の委員会を置くことができる。

4 第 1 項及び第 3 項の委員会の組織及び運営に関する事項は、理事会の決議により別に定める。

第 9 章 支部

(支部)

第 39 条 この法人は、地域において第 3 条に定める目的を達成し、この法人の事業を遂行するため、この法人の理事会の決議により、支部を設置し、統合し、分割し又は廃止することができる。

2 支部の組織及び運営に関して必要な事項は、この法人の理事会の決議により別に定める支部組織規程による。

第 10 章 事務局

(事務局)

第 40 条 この法人の事務を執行するため、この法人に事務局を置く。

2 事務局は、事務局長及び事務局員で構成する。

- 3 事務局長は、理事会の決議に基づき理事の中から理事長が任命する。事務局長は、第28条に定める常勤の理事とする。
- 4 事務局の組織及び運営の細則は、理事会の決議により別に定める。

第11章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

- 第41条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。
- 2 前項の規定は、この定款の第3条及び第4条及び第11条についても適用する。

(解散)

- 第42条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

- 第43条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益法人認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

- 第44条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益法人認定法第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第12章 公告の方法

(公告の方法)

- 第45条 この法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第13章 雑則

(保有株式等についての議決権の行使)

- 第46条 この法人が保有する株式又は出資について、その株式又は出資に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事現在数の3分の2以上の承認を要する。

(委任)

- 第47条 この定款の施行のために必要な細則は、理事会の決議により定める。

附 則

- 1 この定款は、一般法人法及び公益法人認定法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日である平成23年1月4日から施行する。
- 2 一般法人法及び公益法人認定法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、この定款の第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事長は小川郷太郎、副理事長は富澤和馬とする。
- 4 この法人の最初の運営理事は、次に掲げる者とする。

高田 祐三

船田 千絵

馬越 恵美子

吉田 弘和

渡部 京子

- 5 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

青池 栄

井手 秀彦

吉川 知子

四方 敬之

遠山 友寛

藤澤 秀敏

吉田 誠

附 則（平成24年3月22日改正）

この定款は、改正の日から施行する。

附 則（平成25年3月21日改正）

この定款は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年10月4日改正）

この定款は、改正の日から施行する。

附 則（平成25年11月21日改正）

この定款は、改正の日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 26 日改正）

この定款は、改正の日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 24 日改正）

この定款は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 22 日改正）

この定款は、改正の日から施行する。

附 則（平成 29 年 9 月 21 日改正）

第1条 第 6 条(事業年度)の規定にかかわらず、第 8 期の事業年度は、平成 29 年 4 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日までの 9 か月間とする。

第2条 前条及び本条は、第 8 期事業年度の終了をもって、これを削除する。

この定款は、改正の日から施行する。

別表 基本財産（公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産以外のもの）（第 5 条関係）

財産種別	銀行・支店名
定期預金	株式会社三菱東京 UFJ 銀行虎ノ門支店 株式会社三井住友銀行新宿西口支店
国庫債券	SMBC 日興証券株式会社 野村証券株式会社